

判決年月日	平成26年10月8日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成25年(行ケ)10296号		

○ 名称を「電子写真現像剤用磁性キャリア及びその製造方法、二成分系現像剤」とする発明（トナーとキャリアの二成分から成る現像剤のうちキャリアに係る発明）について、引用発明と周知技術及び周知事項から容易想到であるとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、相違点判断の過程に誤りがあるとして取り消した事例

（関連条文）特許法29条2項

（関連する権利番号等）不服2013-4314号，特開平9-138528号

原告は、名称を「電子写真現像剤用磁性キャリア及びその製造方法、二成分系現像剤」とする発明（本願発明）について、特許出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求するとともに（不服2013-4314号），特許請求の範囲の変更をする補正（本願補正発明）をした。

本願補正発明は、次のような発明である。すなわち、カラー用現像剤に用いられる磁性キャリアの磁性芯材の粒子表面に、シリコーン樹脂等からなる表面被覆層を形成し、この磁性キャリアと、所定の方法により製造されたシアントナーとを混合して、所定の条件において、ブローオフ帯電量測定装置を用いて帯電量を測定した場合、所定の値（10秒後の帯電量の120秒後の帯電量に対する割合が60%以上）となる磁性キャリアである。

一方、引用発明（特開平9-138528号に記載された発明）も、磁性キャリアの磁性芯材の粒子表面に、シリコーン樹脂からなる表面被覆層を形成し、この磁性キャリアと、所定の方法により製造されたトナーとを混合して、所定の条件において、ブローオフ帯電量測定装置で帯電量を測定した場合、所定の値（10秒後の帯電量の90秒後の帯電量に対する割合が90%以上）となる磁性キャリアである。

審決は、相違点2（引用発明の磁性キャリアが本願補正発明の帯電量測定条件を満たしているかどうか不明な点）に次のとおりに判断するなどして、本願補正発明には進歩性がないとして補正を却下し、また、本願発明にも進歩性がないとして、拒絶査定を維持した。すなわち、ブロー時間が1.5分（90秒）又は2分の飽和帯電時間を超えると、帯電量はほとんど変化しないから、引用発明の磁性キャリアに本願補正発明のシアントナーを混合して帯電量を測定すれば、立ち上がり指数は90%以上となり、したがって、本願発明の測定条件においては60%以上である。

本判決は、①本願補正発明と引用発明とでは帯電量の測定に使用するトナーが異なることや、②本願補正発明のシアントナーの成分等が不明確であることから、審決の認定するように、引用発明の磁性キャリアに本願補正発明のトナーを混合して帯電量を測定すればその測定結果が90%以上になる、と直ちにはいえないとした。

その結果、本判決は、審決の判断過程には誤りがあるとして、審決を取り消した。